

白岡市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条第1項</u>の規定に基づき、白岡市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条第1項</u>の規定に基づき、白岡市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>